

岩手県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について

(平成18年2月22日岩情第57号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

岩手県警察情報セキュリティに関する訓令（平成18年岩手県警察本部訓令第3号）第4条第3項に基づき、別添のとおり「岩手県警察情報セキュリティ委員会運営要綱」を定め、平成18年3月1日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

岩手県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

(任務)

第1 情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)の任務は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項の審議

ア 警察情報システムにおいて取り扱われる情報の分類及び対策の基準

イ 警察情報システムに係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止計画

ウ その他警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する事項で委員長が重要と認めるもの

(2) 警察情報システムに係る情報セキュリティに関する監査及び監査結果に基づく岩手県警察の情報セキュリティに係る対策の評価

(構成)

第2 委員会は、委員長のほか、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

副委員長 警務部情報管理課長

委員 警務部警務課長

警務部会計課長

生活安全部生活安全企画課長

刑事部刑事企画課長

交通部交通企画課長

警備部公安課長

2 委員は、上記のほか、東北管区警察局岩手県情報通信部情報技術解析課長を委嘱して充てる。

(評価班)

第3 委員会に、その任務のうち次に掲げるものを行わせるため、評価班を置く。

(1) 警察情報システムに係る情報セキュリティに関する監査

(2) 岩手県警察の情報セキュリティに係る対策の評価

(3) 警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する情報の収集及び整理

2 評価班に、評価班長を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

3 評価班は、委員長が指定する者をもって組織する。

(運営)

第4 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

2 委員長に事故のあるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

4 第1項から第3項までに定めるもののほか、委員会及び評価班の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第5 委員会及び評価班の庶務は、警務部情報管理課において処理する。

